平成２１年（フ）第２５４号
沖縄県うるま市字赤野647番地
債務者　山城美佐枝
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２７１号
山口県光市宮ノ下町９番１号、前住所大阪府泉大津市池浦町１丁目10番27―305号
債務者　嶋田　　衆
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第９６号
熊本県人吉市蓑野町595番地６
債務者　荒毛　夏美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第５４０号
埼玉県ふじみ野市南台２丁目６番地
破産者　極光レンズプレス株式会社
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第５２７号
静岡県沼津市獅子浜74番地
破産者　有限会社小早川設備工業
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第９５号
兵庫県たつの市揖保川町正條172番地の９
破産者　西播管工土木株式会社
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１６５５号
札幌市中央区南13条西15丁目２番13号
破産者　有限会社北都産業
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２９３号
北海道留萌市南町３丁目41番地
破産者　有限会社ルモイカデン
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１４２９号
仙台市太白区長町３丁目１番４号
破産者　株式会社清水薬局
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第５５号
宮城県大崎市古川塚目字北原21番地
破産者　有限会社サテライトブィ・ビー
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
秋田県鹿角市花輪字下中島109番地
破産者　有限会社千歳旅館
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１２７号
秋田県鹿角市十和田大湯字大湯98番地
破産者　有限会社瀬川美建
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第１０４号
山形県村山市大字杉島字前田230番地１
破産者　株式会社ライズマニファクチャリングシステム
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８２号
川崎市中原区上丸子山王町２丁目1199番地
破産者　泰盟産業株式会社
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
三重県桑名市大字額田1691番地３
破産者　松岡鐘秀こと　殷　　鐘秀
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第３６３９号
大阪市鶴見区今津中４丁目３番４―604号
破産者　ＴＲＵＳＴＬＩＮＥ有限会社
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４５０号
兵庫県尼崎市大庄中通２丁目13番１号
破産者　株式会社プレゼント
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０８７号
大阪市大正区泉尾７－２―27、商業登記簿上の本店所在地大阪市大正区北恩加島１丁目５番25号
破産者　株式会社ラーク
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０８８号
大阪市港区福崎２丁目４番９号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区川口１丁目２番16―203号
破産者　株式会社ひばり塗装工芸
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１７２号
兵庫県神崎郡福崎町南田原1325番地
破産者　株式会社トニーワン
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部